

予算費目の説明



学校配当予算は細かい費目に分かれて配当されます。

またその中身は少し難しく判断がつきにくいいため、ここで少し説明させていただきます。

なお、学校配当予算の執行は一部を除き書類上で行われます。

消耗品費

文房具、石鹸、掃除用具などの消耗品を購入するための費目です。

30,000 円未満（書籍・DVDなどについては 15,000 円未満）の物品購入の際は
この費目からの支出となります。

※職員の椅子や机など一部 30,000 円未満でも学用器具費からの執行となり
備品として扱うものもあります。

また、トナー類など、30,000 円以上の値段がついても消耗品費から執行
するものもあります。

学用器具費

コピー機、印刷機など 30,000 円以上（書籍・DVDなどについては 15,000 円以
上）の物品を購入する際は学用器具費からの執行となります。また、学用器具費
で購入した物品は、台帳に登録し横浜市の財産として管理されることになりま
す。

修繕料

修繕料には 3 つの種類があります。

① 教材・用具などの修繕料

学校にある物品が壊れた場合はここから支出します。

例 パソコン、テレビなどの修理

② 施設の修繕料

学校の建物・施設に関する修理・工事する場合はここから支出します。

例 雨漏りの修理、蛍光灯の修理など

③ 校地の修繕料

校庭など、校舎の外を修理・工事する場合はここから支出します。

例 スプリンクラーの修理、門扉の工事など

図書費

子どもたちの本を買う予算費目です。この費目で買った本は図書室で保管・管理されます。また、これらの本も横浜市の財産として台帳に記載し管理されます。

印刷製本費

学校で行うことの難しい印刷・製本業務を委託した場合、この費目からの執行となります。

例 茅ヶ崎東小での執行はありませんが、例として封筒印刷やあゆみ印刷など

報償費

ボランティアさん・講師の方等への謝礼、各種見舞金などはこの費目から執行します。

この費目は学校予算のなかでも珍しく、現金での執行が可能です。

例 宿泊体験学習ボランティアさんへの謝礼など

使用料及び賃借料

タクシーの借り上げや、バスを借り上げる場合はこの費目で執行します。この費目も現金での執行が可能です。

例 子どもがケガをした際に病院まで搬送するためのタクシー代や西湖宿泊体験学習のバス代の補助など。

委託料

学校では難しい業務を業者に頼み、委託するときに使う費目です。

例 学校契約ゴミ（粗大ごみ）の処理料金など

食糧費

学校行事にかかわる場面で必要となる食べ物や飲み物を購入するための予算費目です。

例 運動会や卒業式などにおける来賓接遇用のお茶・お菓子の購入など

通信運搬費

学校運営にかかわる切手の購入や、特定の行事において子どもが公共交通機関を利用する際の運賃などがこの費目からの執行となります。
この予算も現金での使用が可能です

例 切手の購入、特定の行事における公共交通機関の運賃など

手数料

本を購入したデータの登録料や、ピアノの調律、部品交換を伴わない物品の修理などはこの費目から執行します。修理までは必要ないけれどプロの技術が必要な際にこの費目から執行することが多くなります。

例 ピアノの調律、包丁などの刃研ぎなど

負担金

イベントなどへの参加料や団体への加入金などが執行の対象です。

例 各種分担金など



燃料費

主にエンジンを使う機械の燃料代や、ストーブの灯油を購入する際に配当される費目です。

例 草刈り機の燃料、ストーブの灯油など

その他の費目

教育委員会からその学校に応じて特別に予算が配当されることがあります。

例 学援隊予算など

このように学校様々な費目に分けられた予算が配当されます。

決算書だけでは分かりにくいものばかりなので、すこしでもお役にたてばと思います。

